

日の出町クーリングシェルター募集要項

(趣旨)

- 1 町では、令和6年4月1日に施行された気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律に基づき、町内の公共施設と民間施設を指定暑熱避難施設（以下、「クーリングシェルター」という。）として指定し、熱中症による健康被害防止の取組みを実施しています。さらなる熱中症予防に資することを目的とし、クーリングシェルターの施設数を増加するため、ご協力いただける民間施設を募集します。

※気候変動適応法…地球温暖化などの気候変動に対する適応を推進し、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とした法律

※指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）…冷房設備を有し、不特定多数の者へ開放される施設

(指定施設の実施事項)

- 2 クーリングシェルターに指定された施設は、主に次の内容を実施します。
 - (1) 各施設の出入口等、見やすい場所へクーリングシェルターになる場所である旨を記載した案内表示の掲示
 - (2) 休息用の椅子等の準備
 - (3) 冷房設備の適切な管理・運用
 - (4) 環境省から「熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）」が公表された際には、応募用紙④受入れ可能な曜日及び時間帯は必ず開放する。

(応募資格)

- 3 応募資格は、町内に所在する施設で、次の条件を満たすことができる施設とします。
 - (1) 適当な冷房設備を有する施設
 - (2) 利用者が休息できる椅子等を設置できるもしくは設置している施設

(施設運用期間)

- 4 熱中症特別警戒アラートの運用期間のうち、施設が開設している日とします。なお、クーリングシェルターを運用することができる日及び時間帯は、各施設の実情に応じます。

(応募方法)

- 5 別紙応募用紙に必要事項を記載の上で、持参、郵送、ファクス、電子メールのいずれかの方法によって、生活安全安心課環境リサイクル係に提出

してください。

(提出後の流れ)

6 応募用紙提出後の流れは、次のとおりです。

- ・生活安全安心課環境リサイクル係にて受領
- ・応募内容の審査及び承認・クーリングシェルターとしての指定（協定書の締結）
- ・クーリングシェルター施設情報の公開（町ホームページ等）
- ・クーリングシェルターになる場所である旨を表示した案内表示の送付
- ・熱中症特別警戒アラートの発表時は日の出町メールにより情報提供をするため、日の出町メールへの登録

※応募用紙を提出した時点で、町からのクーリングシェルターの指定に同意したものとみなします。

(物資の配布、情報の提供)

7 町は、クーリングシェルターに指定した施設に次の物資の配布、情報の提供を行います。

- (1) クーリングシェルターになる場所である旨を表示した案内表示
- (2) 熱中症特別警戒アラートの発表時の情報提供（日の出町メールによる情報提供）

(その他)

8 公序良俗に反する、取組の趣旨に適さない等、町が不適當と認める場合は、クーリングシェルターとして指定されない場合があります。

また、冷房設備の電気代は、施設事業者の負担となり、町からの補助金はありません。